

一般社団法人 京都府建設業協会会長 様

京都府建設交通部指導検査課長  
( 公 印 省 略 )

舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法について

平成28年3月18日付け事務連絡により国土交通省大臣官房技術調査課、道路局路政課道路利用調整室及び国道・防災課道路保全企画室から別添のとおり「舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理の徹底について」が近畿地方整備局へ通知があり、その旨、情報提供がありました。

国土交通省直轄工事においては、舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じり合った排水については、回収し適正に処理することとし、その旨を特記仕様書等に明記することとしております。

京都府建設交通部発注工事においても国土交通省の対応を準用することとし、下記のとおり特記仕様書に条件明示することとしますので、参考までに送付します。

記

- 1 対象工事  
舗装切断作業のある工事
- 2 特記仕様書への記載事項

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要な経費については、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

ここで、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は、提示しなければならない。

- 3 適用日  
平成28年5月1日以降に入札公告又は入札通知する建設工事から適用  
ただし、平成28年5月1日以前に入札公告又は入札通知した建設工事については、変更協議等により可能な限り対応するものとする。

|     |              |
|-----|--------------|
| 担 当 | 指導検査課指導担当    |
| 電 話 | 075-414-5219 |

事務連絡  
平成28年3月18日

各地方整備局  
北海道開発局  
沖縄総合事務局  
技術管理担当課長 様  
道路工事発注担当課長 様  
道路占用許可担当課長 様

大臣官房  
技術調査課 課長補佐  
道路局  
路政課道路利用調整室 課長補佐  
国道・防災課道路保全企画室 課長補佐

#### 舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法の徹底について

舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じり合った排水については、「舗装の切断作業時に発生する排水の処理について」（平成24年3月13日付事務連絡）及び「舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法について」（平成26年1月8日付事務連絡）により、回収し適正に処理するよう通知しているところであるが、回収した当該排水の適正な処理方法について、下記に留意の上、適切に施工がなされるよう関係者に再周知されたい。

#### 記

平成26年1月8日付事務連絡で通知したとおり、回収した当該排水の処理については、

- ・産業廃棄物として、そのまま産業廃棄物処理施設に持ち込む
- ・施工現場内で脱水等の処理を行い、当該処理後の廃棄物を産業廃棄物処理施設に持ち込む

こと等により適正に対応されたい。

また、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、排出事業者（請負業者）は、その責任において、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供すること」を必要とされており、その旨を特記仕様書等に明記すること。

さらに、国土交通省以外の者が施工する占用工事等については、適正な処理のために必要な廃棄物情報が、排出事業者から処理業者に対して適切に提供されるよう、事前協議の際の指導において徹底すること。

各地方整備局等におけるこれらの取り組み状況について、積極的に地方公共団体に周知すること。

(問い合わせ)

大臣官房技術調査課 事故分析係  
道路局路政課 道路利用調整室 高度利用係  
国道・防災課道路保全企画室 道路工事調整係